

**利根沼田広域都市計画圏
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

**沼田都市計画区域
みなかみ都市計画区域**

平成27年5月

群馬県

新しい都市計画区域マスター プランの概要

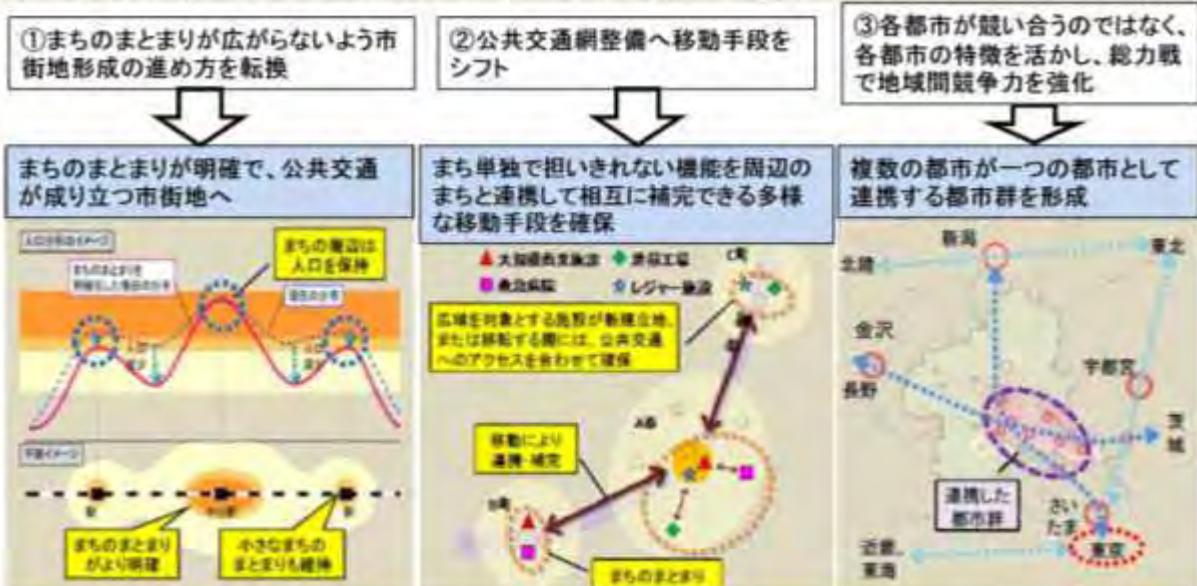
(1) 都市計画区域マスター プランとは

- 都市計画法(第6条の2)に基づき、県が定める法定計画で、「都市計画区域における都市づくりの基本的な方向性」を定める。
- 効果・マスター プランに位置付けがないと、市街化調整区域から市街化区域への編入ができない。
 - ・市町村都市計画マスター プランや個別都市計画(道路や用途地域など)は、マスター プランに即して定めることになる。

(2) 見直し方針

人口減少と高齢化が同時に進行する局面でのまちづくりの方向性を示した「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を踏まえて、「人口増加時代のまちづくり」から転換し、「人口減少局面でもぐんまらしい持続可能なまちづくり」が行えるよう、群馬県として広域的な見地から取り組むべき都市計画の方向性を示す。

(3) 今回の見直しでどのようにまちづくりを転換するのか



(4) 主な変更内容(どのようにして変えていくのか)

人口減少局面では個々の解決策では、まち全体の活気が維持できなくなるため、まち全体で不都合な部分が生じないよう個別施策間の調整が必要。

【広域で計画をつくります】



【部分最適から全体最適を目指します】

工業地

高速道路インターチェンジ周辺や、幹線道路沿線等の、広域ネットワークへのアクセス環境が、整った地区に配置する。

住宅地

郊外部における住宅地の開発は、原則抑制する。

商業地

郊外での大型商業施設は、原則、抑制するが、まち全体で不都合が生じないよう、広域的な観点から、既存の商業に影響を及ぼさないことなどが、整理された場合のみ、設定することができる。

< 目 次 >

第1編 広域都市計画マスタープラン

1. 計画の役割・位置づけ 1
2. 都市計画の目標 3
2-1 群馬県における都市づくりの基本的な考え方 3
(1) 群馬県における総人口及び人口分布の変化 3
(2) 群馬県における広域的な課題 5
(3) ぐんまのまちづくりのあり方 6
(4) 広域都市計画圏でのマスタープランの策定 14
2-2 計画対象区域と目標年次 17
(1) 計画対象区域の範囲と位置 17
(2) 目標年次 17
2-3 広域都市計画圏の現状と課題 18
(1) 広域都市計画圏の現状と課題 18
2-4 利根沼田広域都市計画圏の都市づくりの基本理念 19
(1) 都市づくりの目標 19
(2) 目指すべき都市構造と市街地像 21
3. 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針 30
(1) 区域区分の有無 30
4. 主要な都市計画の決定の方針 31
4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 31
(1) 主要用途の配置の方針 31
(2) 土地利用の方針 32
4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 35
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針 35
(2) 下水道の都市計画の決定の方針 37
(3) 河川の都市計画の決定の方針 37
(4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針 38
4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 38
(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 38
4-4 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 39
(1) 基本方針 39
(2) 主要な緑地の配置の方針 39
(3) 主要な緑地の確保目標 40
第2編 都市計画区域毎の方針	
・沼田都市計画区域 42
・みなかみ都市計画区域 43

第1編 広域都市計画マスタートップラン

1. 計画の役割・位置づけ

1-1 都市計画区域マスタープランの役割

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）」は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、「都市計画区域における都市づくりの基本的な方向性」を定めるもので、都市計画基礎調査の結果などを踏まえ、おおむね5年毎に見直しを行っている。また、都市計画区域マスタープランを定めることで、次のような効果が生じる。

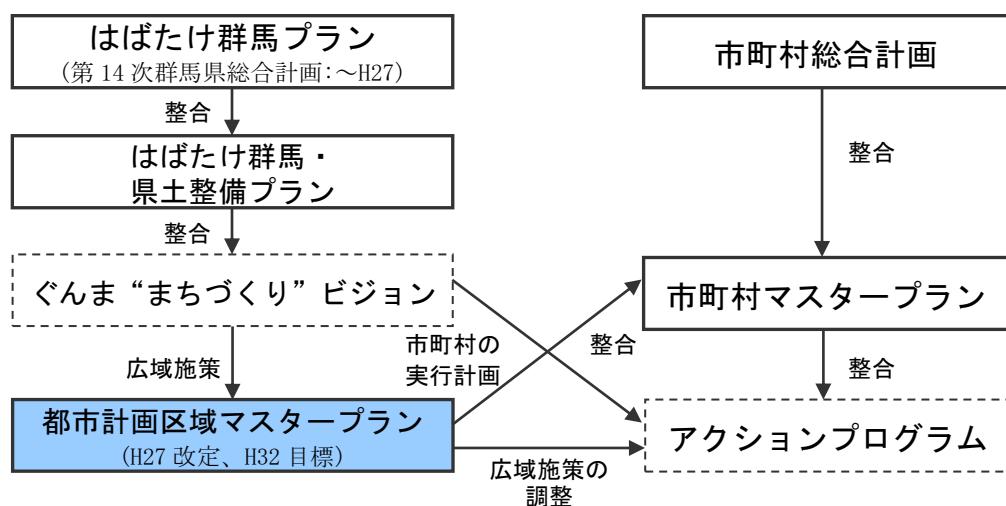
- (1) 市町村が、都市計画法第18条の2の規定に基づいて策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「市町村マスタープラン」という。）」、及び都市再生特別措置法第81条の規定に基づいて策定する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る計画（以下、「立地適正化計画」という。）」は、都市計画区域マスタープランと整合させることとなる。
- (2) 個々の都市計画（道路や用途地域など）は、都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランに即して定めこととなる。
- (3) 都市計画区域マスタープランに位置付けられた内容に即して市街化調整区域から市街化区域への編入を行う。

1-2 都市計画区域マスター プランの位置づけ

群馬県においては平成23年3月に県の総合計画である「はばたけ群馬プラン」が策定され、これを踏まえて、人口減少、高齢化が同時に進行する局面における「ぐんまらしい持続可能なまちづくり」を進めるための取組内容を示した「ぐんま“まちづくり”ビジョン」が平成24年9月に策定された。

これからまちづくりは、市町村マスター プランや「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を具体化する実行計画として策定する「アクションプログラム」に基づいて、人口減少と高齢化の進展する中で市町村が抱える課題に対する必要施策等が進められることになる。

一方、市町村の枠組みを越える広域的な問題や課題への対応、また、広域的な観点からの都市づくりの考え方や方針などについては、都市計画区域マスター プランで位置づけられ、これに基づいて広域的な市町村の調整等を図りながら、まちづくりが進められることとなる。



図表1 都市計画区域マスター プランと関連計画との関係

2. 都市計画の目標

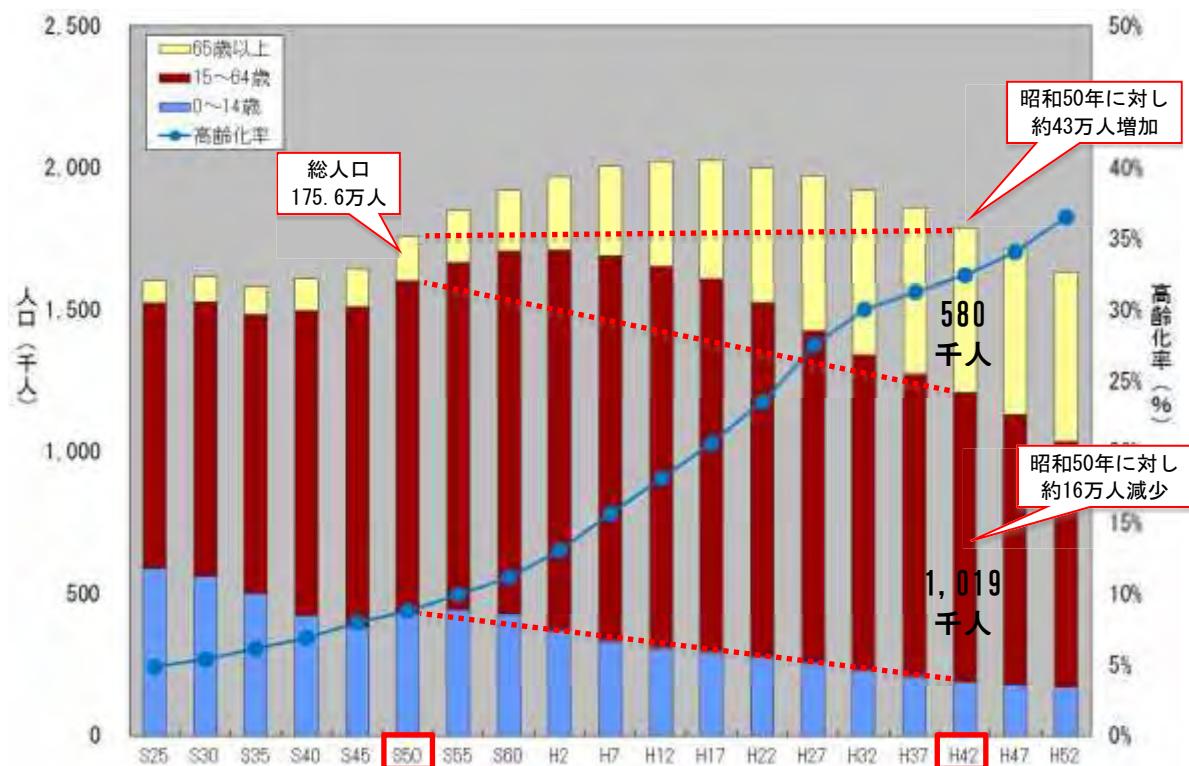
2-1 群馬県における都市づくりの基本的な考え方

(1) 群馬県における総人口及び人口分布の変化

本県の総人口は、平成 16 年(2004 年)の 203.5 万人をピークに減少に転じており、平成 42 年(2030 年)には昭和 50 年(1975 年)の人口 175.6 万人とほぼ同程度まで減少すると推計されている。

人口構成を比較すると、昭和 50 年には生産年齢人口が 117.4 万人であったが、平成 42 年には約 16 万人減少し、101.9 万人となっている。一方、高齢者人口は昭和 50 年には 15.4 万人であったのが、平成 42 年には約 43 万人増加し、58.0 万人となっている。

昭和 50 年と平成 42 年で人口規模は同程度となっているが、支えられる高齢者数は 4 倍に増加するが、高齢者を支える働く人々は減少することが見込まれている。

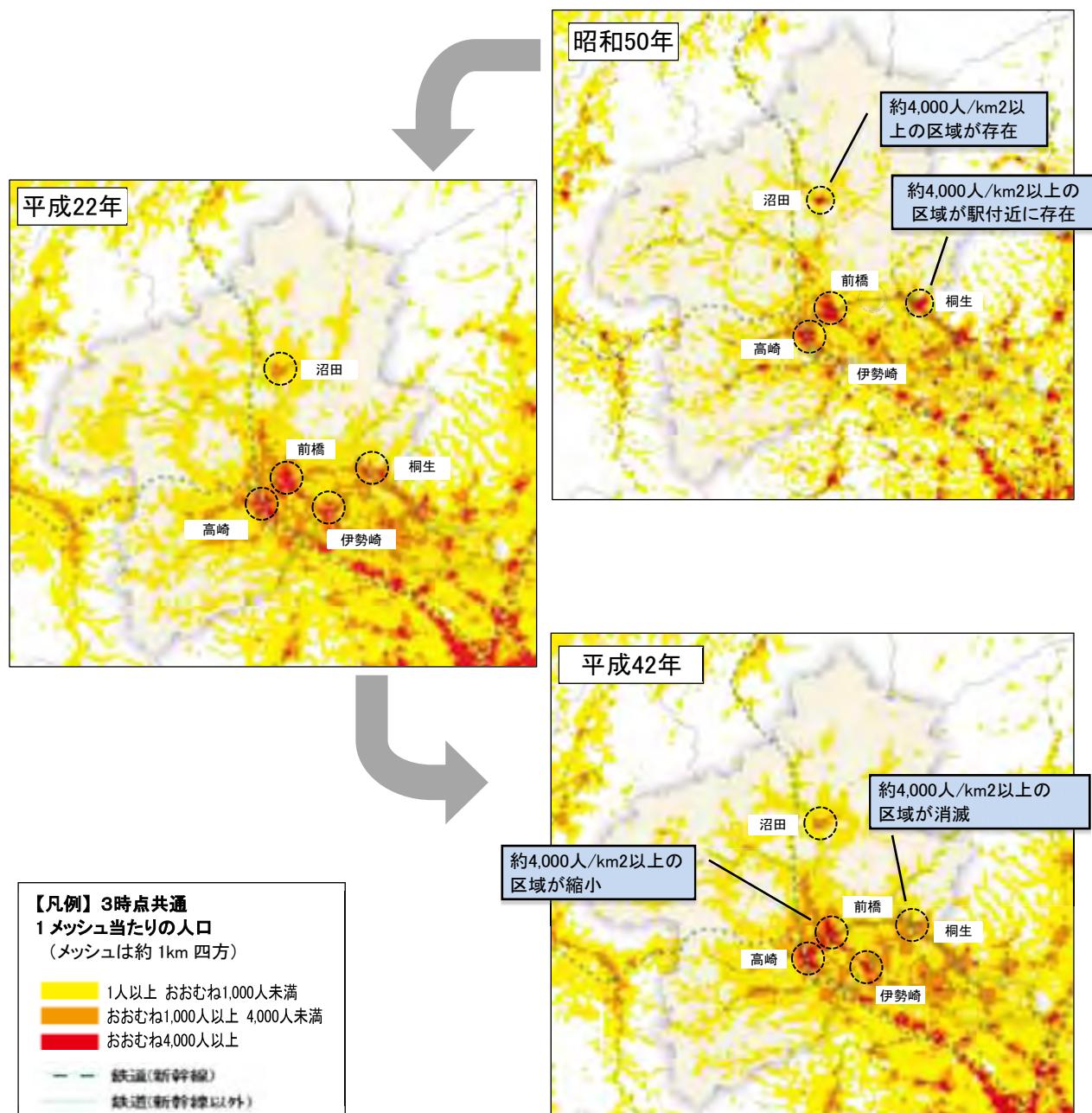


資料：「国勢調査」及び県統計課「群馬県年齢別人口統計調査」、平成 27 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所(平成 25 年 3 月推計)より作成

図表 2 群馬県の人口と高齢化率の推移

また、人口分布に注目すると、人が住んでいる範囲が大きく拡大してきた一方で、今後は主要都市の中心部の人口密度が低下している。昭和 50 年には $4,000 \text{ 人}/\text{km}^2$ の区域が存在していた桐生市や沼田市の中核部では、平成 22 年にはそれらの区域が減少しており、平成 42 年には消滅することが想定され、また、前橋市や高崎市などにおいても、 $4,000 \text{ 人}/\text{km}^2$ の区域が縮小することが想定されている。

これらの要因としては、日常的な利用交通手段として自動車が普及したことで、地価が安い郊外での住宅建設が進んだことなどが考えられる。



資料：将来人口は、平成 17 年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の中位推計を元に、平成 42 年時点について、関東ブロックの総人口によりトータルコントロールして配分

図表3 平成 22 年と平成 42 年・昭和 50 年の人口分布（約 1km メッシュ）

(2) 群馬県における広域的な課題

群馬県ではこれまでの人口増加により、拡散した都市構造が形成されてきたが、今後、人口集中地区（DID）は各都市とも鉄道軸沿いを中心に縮小する一方、人口密度の低いエリアの拡がりには殆ど変化がなく（人が住む範囲は縮小しない）、都市中心部の人口密度は低下し、郊外部は人口密度が低いままで拡がると想定され、次のような問題・懸念への対応が課題となっている。

- これまでの低密度に拡散した都市構造により、今後は公共交通が維持できなくなり、高齢者をはじめとして、買い物弱者などの交通弱者が増加し、県民の生活利便性が低下、また、移動時間の増加に伴って移動コストが増加することにより家計が圧迫されるなど、快適で豊かな暮らしの維持ができなくなる恐れがある。
- 高齢化が急速に進む一方で、生産年齢人口が減少し、高齢者等を支えるコミュニティを維持することができなくなるほか、拠点性など魅力の低下により中心市街地などでは居住人口が一層減少し、コミュニティが崩壊する恐れが懸念される。
- 生産年齢人口の減少による労働力の減少や消費の減少により、企業や商業施設が撤退し、空き家や空き店舗、空き地の増加が見込まれ、特に中心市街地などでは、空き店舗等が増加し、治安や景観など生活環境が悪化する一方、郊外においては依然として開発による自然環境や景観の悪化が懸念される。
- 低密度に拡散した都市構造では、移動手段として自動車の依存率が高い状態は、二酸化炭素の排出量が多くなるなど、地球温暖化による気候変動リスクの一因となると考えられており、集中豪雨等の自然災害が増加し、安全で安心な暮らしを維持できなくなる恐れがある。
- 生産年齢人口の減少による消費の減少により、企業や商業施設の撤退が起り、第三次産業が衰退し、雇用の減少や縮小が発生するほか、移動コストの増加など家計を圧迫することにより余暇活動等が縮小するなど、豊かで快適な暮らしの維持ができなくなる恐れがある。

(3) ぐんまのまちづくりのあり方

① 望ましい「ぐんまのまち」の将来像

ぐんま“まちづくり”ビジョンでは、群馬の社会資本整備に関する県民意識アンケートやワークショップで頂いた意見をもとに、「ぐんまのまち」の将来像を以下のように定められている。

ぐんまらしい持続可能なまち

～まちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～

「ぐんまらしい」とは、ぐんまのまちの個性を活かすこと

【県民意見】

歴史文化を活かした地域づくりを。
古い歴史や安らぎの空間を大切にしたい。
工業力や技術力を活かしたい。
産業・歴史文化・生活環境・農業のバランスがとれた地域に。

「持続可能なまち」とは“まちのまとまり”をつくり次のような社会が継続

1. 多様な交通手段を選択できる社会

【県民意見】車がないと移動しにくい、高齢化に備えバスを便利に。道路だけでなく鉄道・駅も活性化を。

2. 医療、介護、教育施設が整っている社会

【県民意見】子どもが伸び伸び育ち学べる地域に。

3. 人と人のつながりが確保できる社会

【県民意見】街にぎわいが戻り活性化を。中心市街地を安心して歩けるように。

4. 自然と共生している社会

【県民意見】自然豊かな都市を大切にしたい。

5. 多様な就業機会が確保できる社会

【県民意見】街にぎわいが戻り活性化を。工業力や技術力を活かしたい。

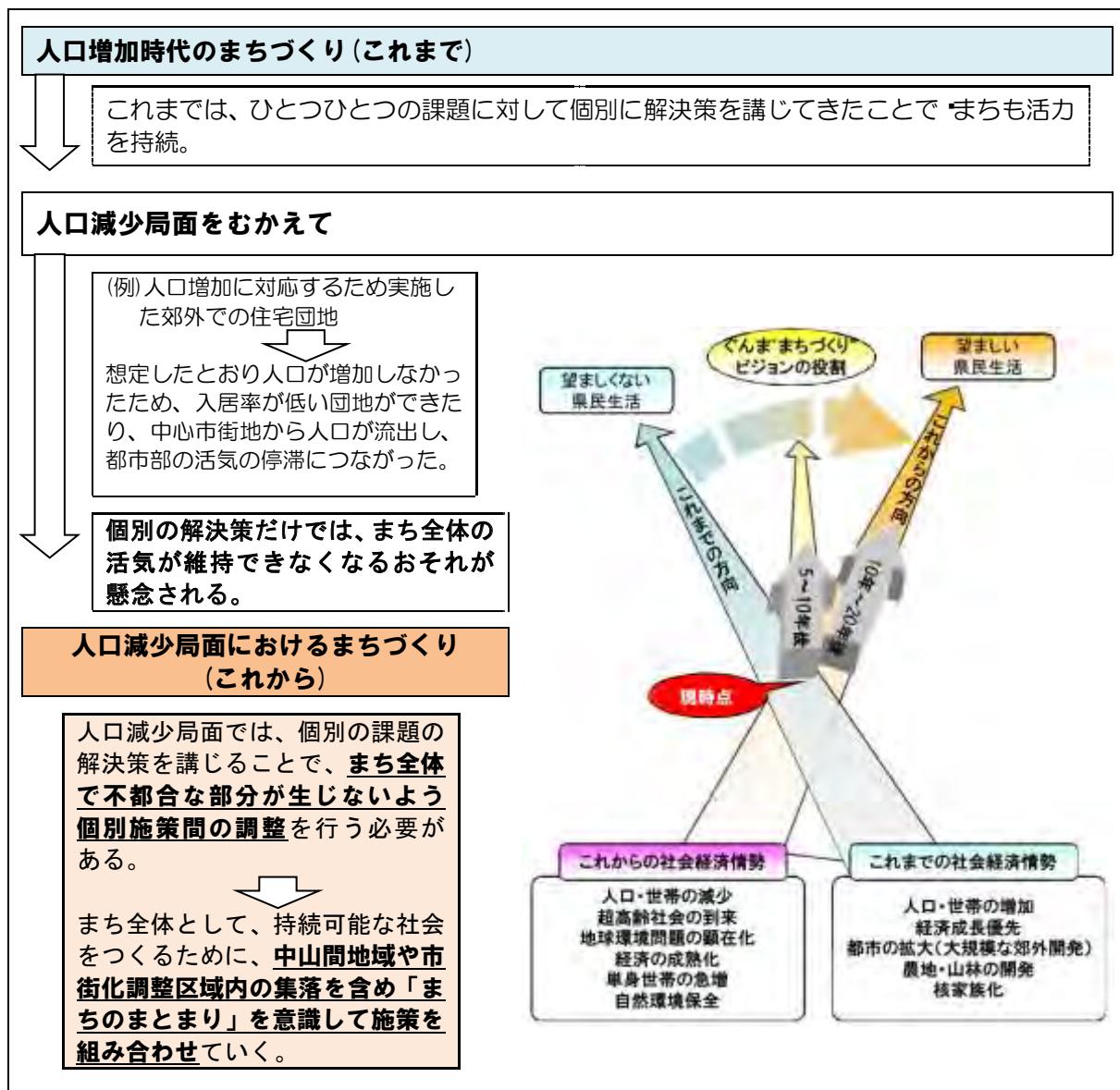
6. 再生エネルギー活用など低炭素社会

【県民意見】リサイクル等が進み、資源を有効利用できるように。地球温暖化への取組を。

図表4 ぐんま“まちづくり”ビジョンにおける将来像

② 将来像実現のためのまちづくりの進め方

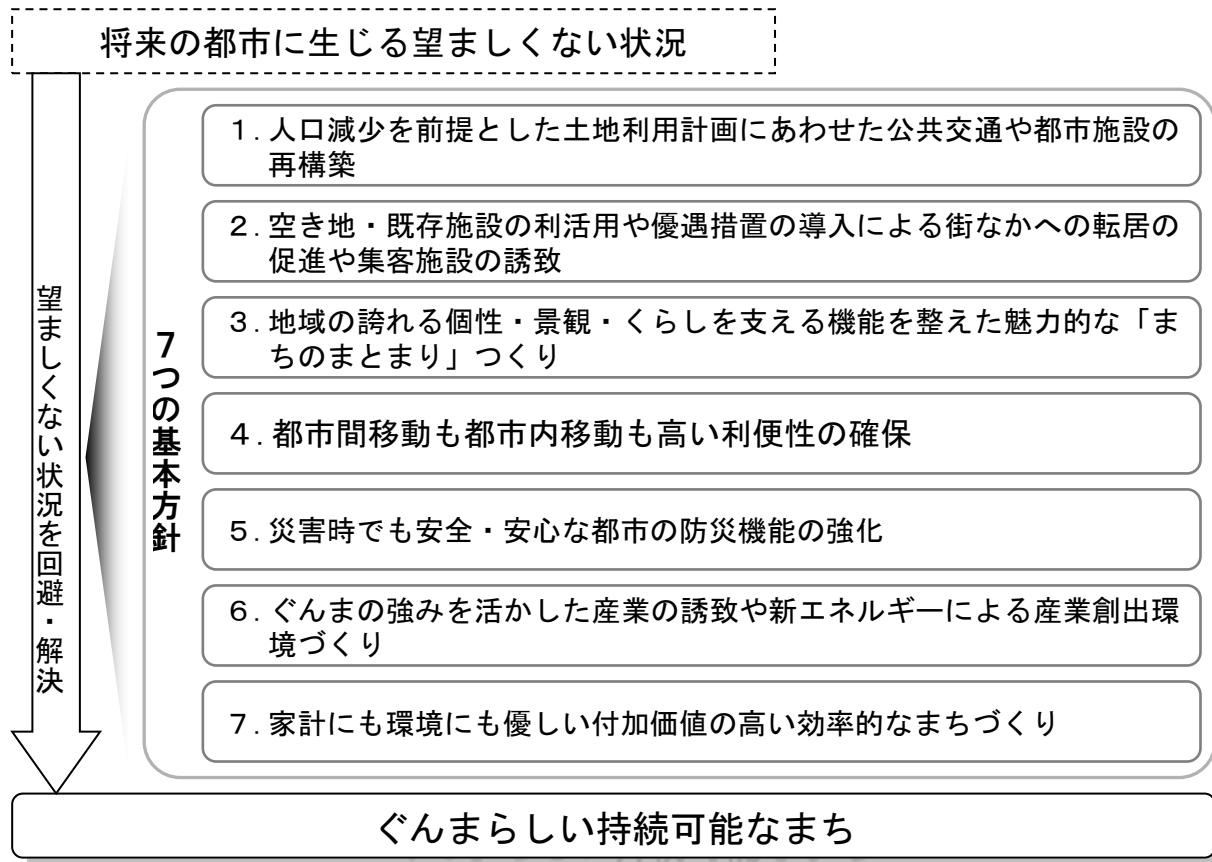
ぐんま“まちづくり”ビジョンでは、人口減少と高齢化が同時に進行する局面においては、個別施策間の調整をしながら、まちのまとまりを意識して施策を組み合わせることにより、まちづくりを進めることとしている。



図表5 人口減少と高齢化が同時に進行する局面でのまちづくりの進め方の転換

③ 将来像実現に向けた基本方針

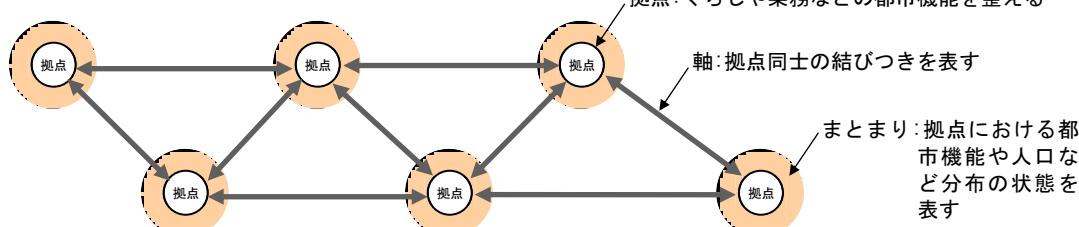
ぐんま“まちづくり”ビジョンでは、人口減少と高齢化が同時に進行する局面において、県民の暮らしや行政運営に生じる好ましくない状況を回避し、望ましい「ぐんまのまち」の将来像を実現するための7つの基本方針を次のように定めている。



図表6 ぐんま“まちづくり”ビジョンで掲げる将来像実現に向けた基本方針

広域的な課題を解決し、ぐんまらしい持続可能なまちの実現に向けて、ぐんま“まちづくり”ビジョンの7つの基本方針を踏まえ、群馬県としても広域的な視点でまちづくりを転換し、望ましい都市構造の形成をめざす。

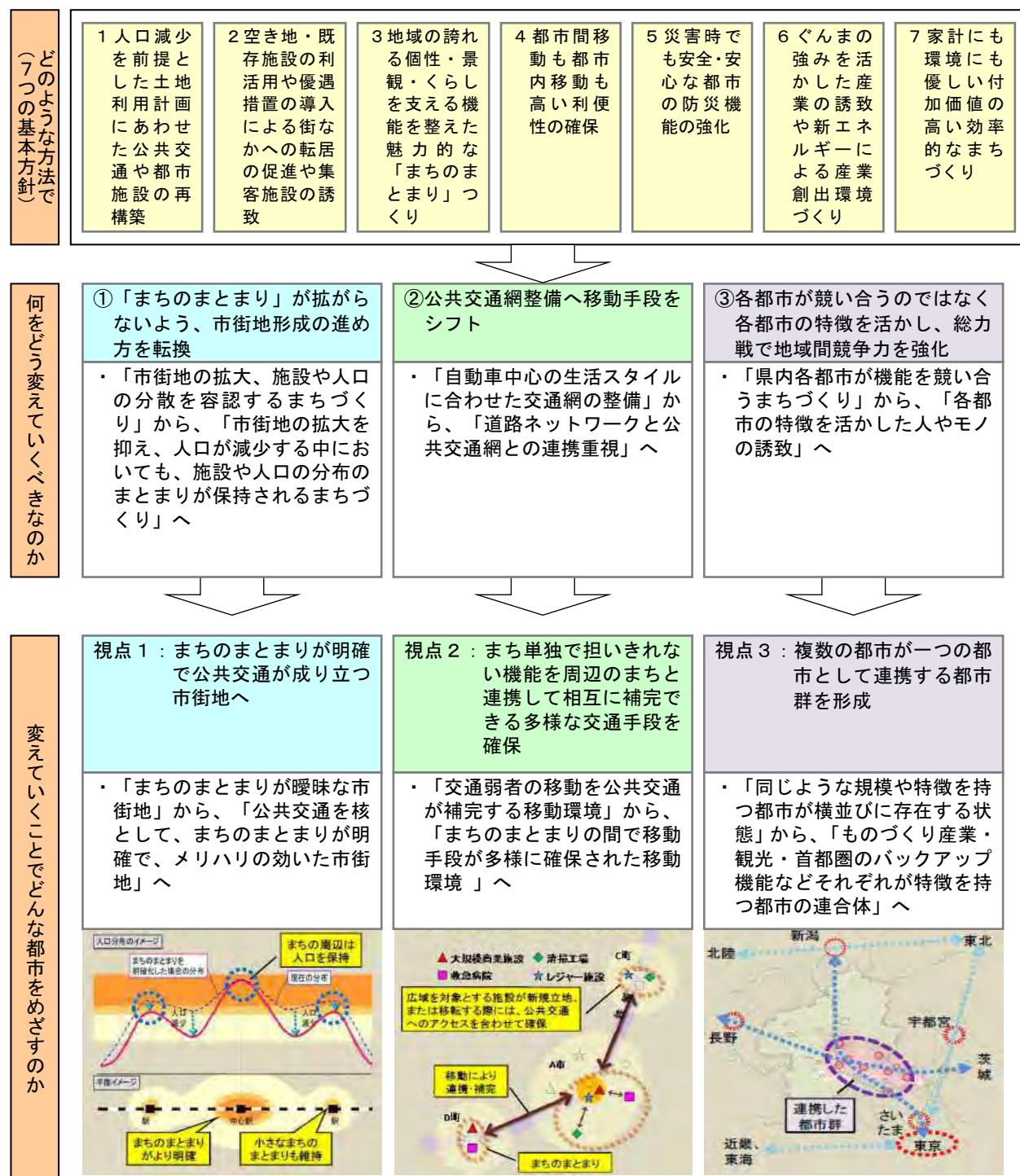
本書では、都市構造をくらしや業務などの都市機能を整える「拠点」、拠点同士の結びつきを表す「軸」、拠点における都市機能や人口などの分布状態を表す「まとまり」で表現し、広域的な視点で7つの基本方針により、どのようにまちづくりを転換するか示す。



図表7 拠点・軸・まとまりのイメージ

④ まちづくりの転換の考え方と目指すべき都市構造

基本方針を踏まえ、群馬県における広域的課題を解決し、将来像実現に向けて、まちのまとまりを意識しながら施策を組合せ、次のような都市構造が形成されるように、徐々にまちづくりの転換を図っていくものとする。

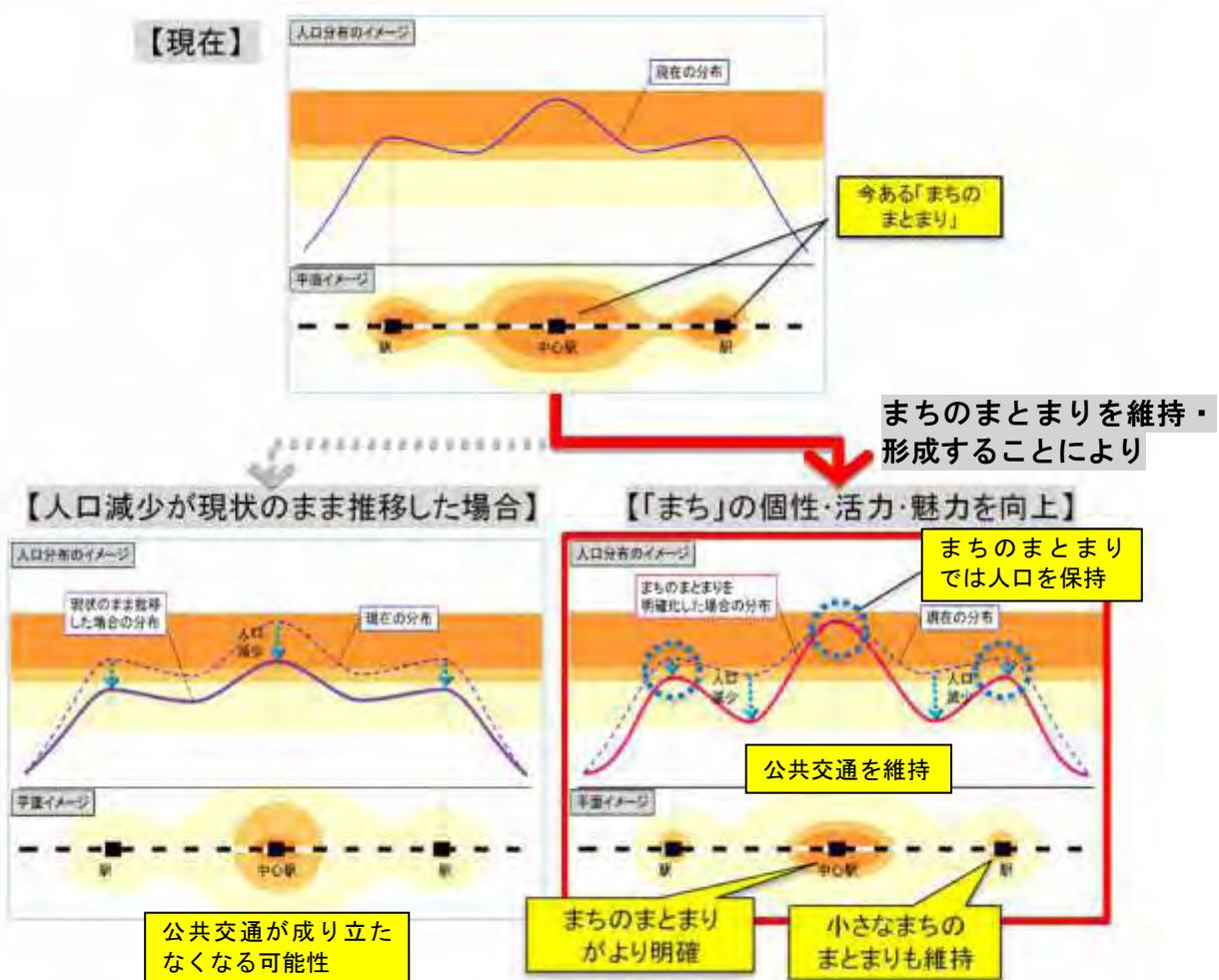


図表8 基本方針を踏まえたまちづくりの転換イメージ

視点① まちのまとまりが明確で、公共交通が成り立つ市街地へ

人口減少と高齢化が現状のまま推移すると、まちのまとまりが曖昧な市街地が連続し、「まち」の活力を維持することが難しくなる。このため、市街地の拡大を抑え、都市基盤の維持管理を効率化するとともに、公共交通が成り立つよう「まちのまとまりを明確化」する。

「まちのまとまり」は現状人口も集積している既成市街地や合併前の役場のまわりなどに形成していく。さらに、まちのまとまりを形成するにあたっては、人々が将来にわたり住み続けたくなるよう、自然や歴史・文化などの資源を発掘し、「まち」の個性や景観などの魅力を高めていく。

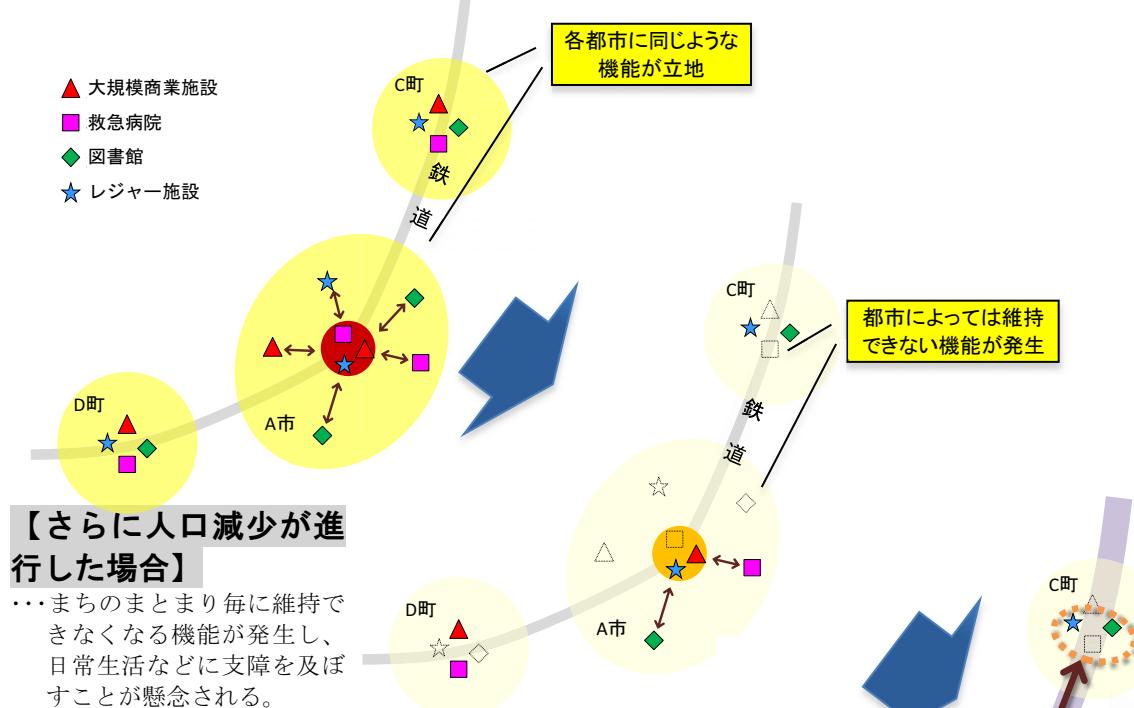


図表9 人口分布で表現した「まちのまとまりが明確な市街地」の形成イメージ

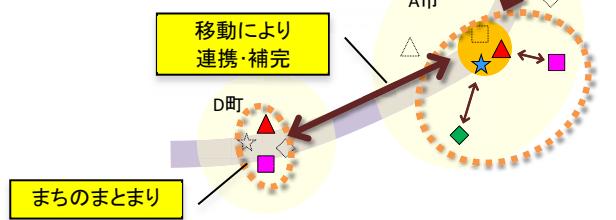
視点2 まち単独で担いきれない機能を周辺のまちと連携して相互に補完できる多様な交通手段を確保

人口減少下では、「まちのまとまり」ごとにあらゆる種類の施設を整備、維持し続けることは難しくなる。不足する施設は、近接する「まちのまとまり」が連携することで、相互に機能を補完できる。

【現状：人口減少が進行】



【機能を連携・補完した場合】

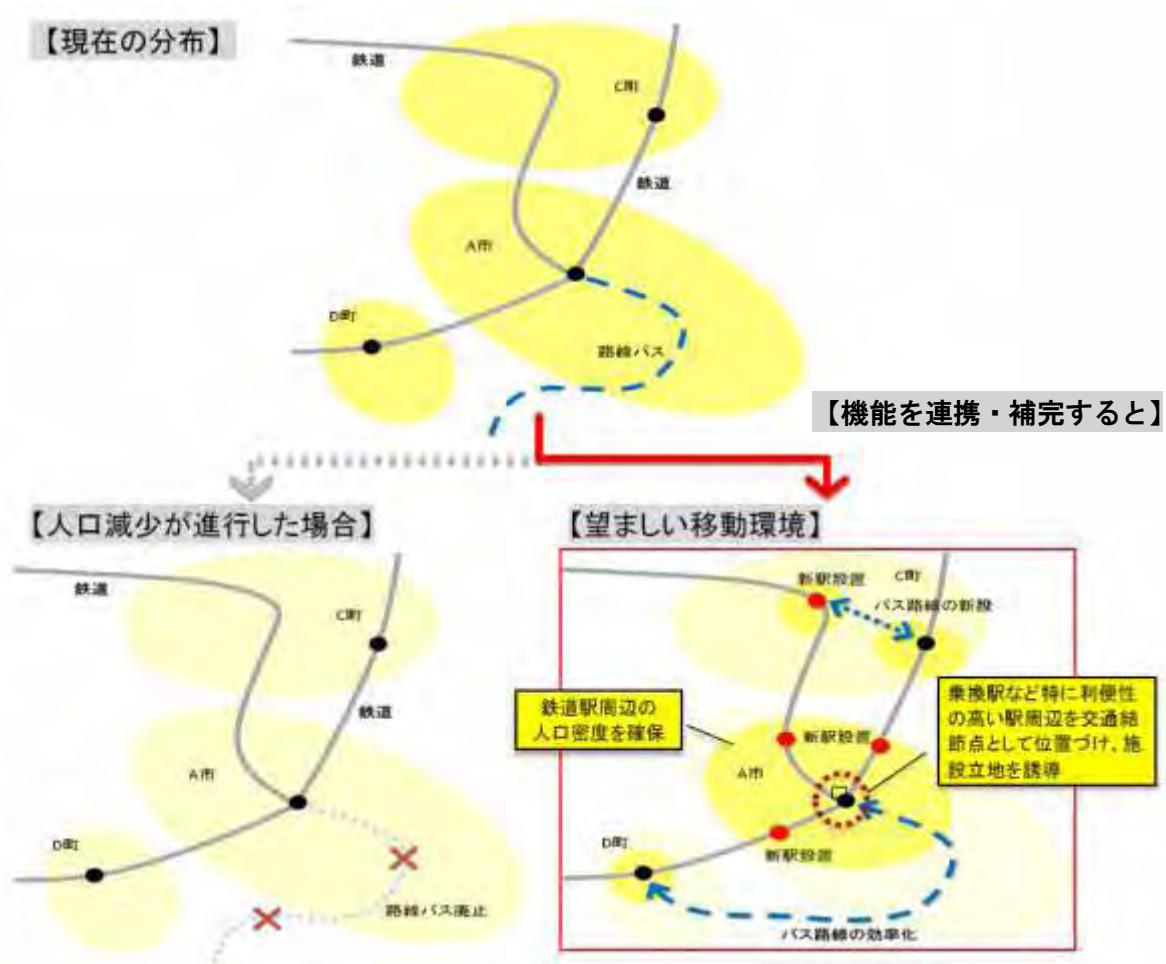


図表10 鉄道等を活用した「まちのまとまり」間での機能の連携・補完イメージ

また、「まちのまとまり」間で機能を連携・補完するためには、移動手段の確保が不可欠となる。自動車が運転できない高齢者などの移動も想定しながら、多様な交通手段の確保が求められる。

現在、人口は鉄道沿線を中心に集積していることから、鉄道を中心に、地域の実情に応じて路線バス等その他の公共交通サービスを組み合わせて移動手段を確保する。

誰でも利用できる公共交通事業の経営が成り立つように、駅など交通結節点周辺における人口密度を維持するとともに、まちのまとまり間を利用者ニーズに沿うよう効率的につなぎ、乗り換えを便利にするなど、利便性をさらに向上し利用者増を図る。

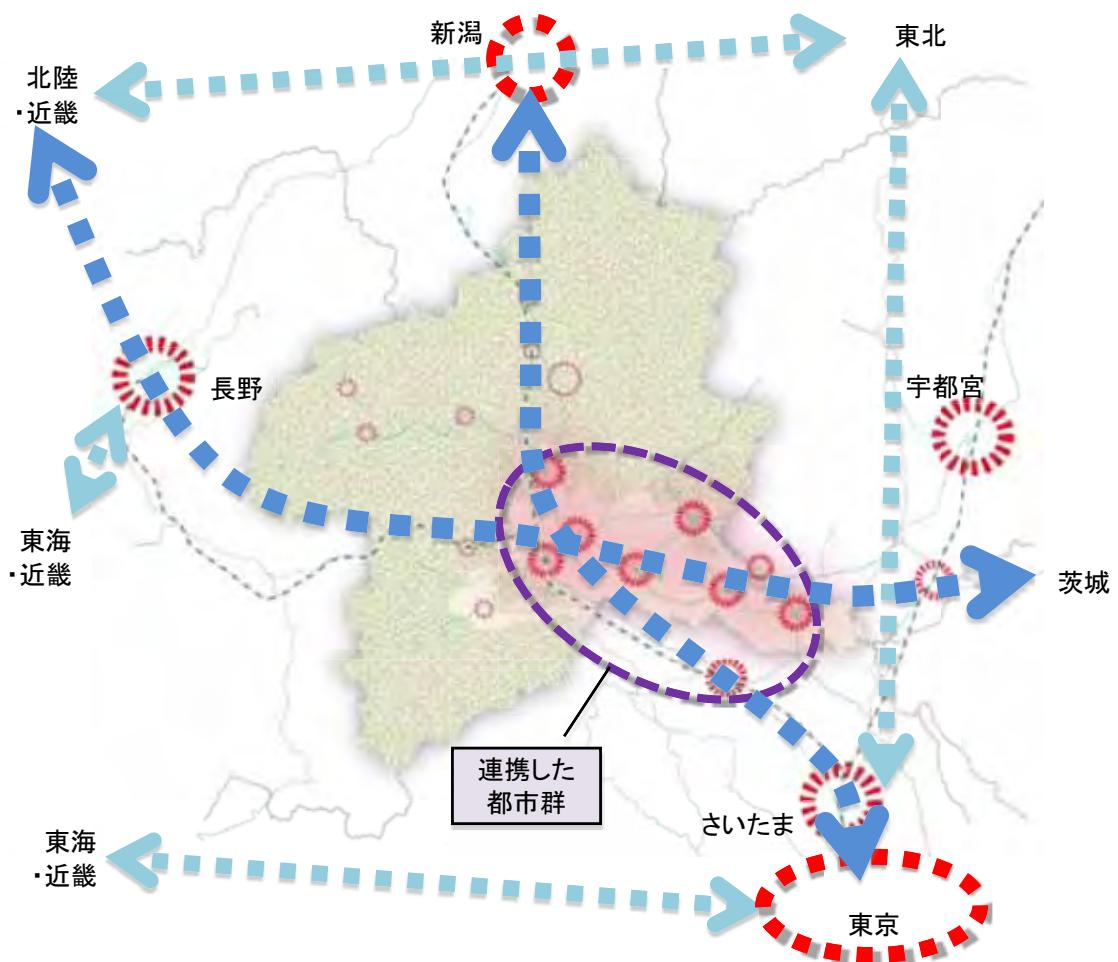


図表 11 鉄道等を中心とする移動環境の充実イメージ

視点3 複数の都市が一つの都市として連携する都市群を形成

群馬県には、東京からの放射方向と環状方向の広域交通網が形成され、その結節点・物流拠点としての役割が期待されており、広域交通網沿線には、規模的に突出した都市はないものの、固有の歴史・文化・産業を持つ都市が立地している。

人口減少と高齢化が同時に進行する局面では、東京圏等からの集客・企業誘致をめぐる周辺都県との地域間競争はますます激化することが想定される。このような中、立地特性を活かした「ものづくり産業」「観光産業」「首都圏のバックアップ機能」等の誘致を進めるためには、県内の複数の都市を一体の都市群として捉え、連携して取り組むことが効果的である。



図表12 複数の都市が連携した“都市群”の形成イメージ

(4) 広域都市計画圏でのマスタープランの策定

① 人の移動の広域化

群馬県においては、北関東自動車道が開通するなど、高速道路を中心とする広域的な道路網の整備が進展してきている。これに伴い、インターチェンジ・スマートインターチェンジ周辺への施設立地等、影響範囲が広域に及ぶ土地利用計画に対応して広域的に調整を行うことが必要となっている。

② 広域での計画策定の必要性

将来像実現に向けて、前述した視点でのまちづくりの転換を図るために市町村や都市計画区域の範囲を越えた「広域的な圏域」でのまちづくりが必要であることから、経済圏や生活圏を一つにする複数の都市計画区域を含む区域（以下「広域都市計画圏」という。）を対象に、マスタープランを策定することとした。

図表 13 都市構造の形成の視点による広域的なまちづくりの必要性

都市構造の形成の視点	広域的なまちづくりの必要性
①まちのまとまりが明確で、公共交通が成り立つ市街地へ	人口減少下で県全体が「持続可能なまち」となるためには、市町村がそれぞれ「まちのまとまり」の保持に努めることに加え、県全体の視点から必要な「まちのまとまり」は市町村や都市計画区域を越えてつなぐことが必要。
②まち単独で担いきれない機能を周辺のまちと連携して相互に補完できる多様な交通手段を確保	市街地の郊外化と低密度・拡散に対して、まち単独で担いきれない機能は、市町村外も含む周辺のまちとの連携・補完が必要。 連携・補完を支える鉄道などの公共交通や交通結節点等の移動手段は、市町村間で連続的に整備されていることが必要。
③複数の都市が一つの都市として連携する都市群を形成	本県の特性を活かした「ものづくり産業」「観光産業」「首都圏のバックアップ機能」等の誘致や、隣接県内で近接する都市との連携は、県全体で効果的に行うことが必要。

また、市街地は平地部において市町村の範囲を越えて連担が見られるが、都市計画区域は市町村別、またはその一部の設定となっている。特に、広域合併した市においては、市町村マスタープランの範囲が、都市計画区域マスタープランより広域になっている状態が生じている。

さらに、従来から、まちづくりの主体は市町村であったが、平成23年8月2日の都市計画法改正により、個別の都市計画決定権限はさらに市町村へ移行し、より「広域的見地からの調整」に県の役割は重点が移行し、ぐんま“まちづくり”ビジョンにおいても、「まちづくりにおける県と市町村の役割分担」を次のように位置づけている。

- A. 市町村は「まちなか」を、県は広域連携や調整と市町村支援を考える。
- B. 県は隣接市町村間で利害の相反する計画の調整を行う。

また、広域都市計画圏でマスタープランを策定することによって、以下のような利点が挙げられる。

- A. 都市計画区域の統合の有無にかかわらず、県は広域的視点からの方針を明確にできる。
- B. 市町村が策定するマスタープランの範囲が、県の策定する都市計画区域マスタープランより広域になっている状態を解消できる。
- C. 広域的視点で策定することにより、広域都市計画圏内の市町村が協議・調整する枠組みを設定することができる。この枠組みに沿って、市町村がマスタープランに基づき個別のまちづくりを進める等、地方分権時代のあるべき都市づくりにもつながる。
- D. 大規模な災害は市町村境界を越えて発生するため、緊急輸送道路や広域的な救助・活動拠点等の都市防災機能について、県と関係市町村が協力して検討することができる。

③ 策定範囲となる圏域の設定

都市計画区域マスタープランの策定範囲となる圏域として、複数都市計画区域を含む「広域都市計画圏」を、図表 14 に示す 4 つの圏域で設定した。

【広域都市計画圏を 4 つに設定する理由】

- A. 本県は、古くは東山道、鎌倉街道、中山道等の交通の要衝を中心にまちが形成されており、中山道を中心に市街地が形成され、上越・長野新幹線や関越・上信越自動車道と関わりの深い西部と、日光街道を中心に市街地が形成され、東北新幹線や東北自動車道と関わりの深い東部とに大きく区分できる。
- B. 広域都市計画圏は、本県における制度圏域として定着している、総合計画での 5 つの地域区分を基本とする。
ただし、直近の国勢調査での就業先のつながりの変化をみると、中部地域と西部地域は都市地域としての一体性が高まっているため、一体の圏域とする。



図表 14 都市計画区域マスタープランの策定対象区域としての広域都市計画圏の設定

2-2 計画対象区域と目標年次

(1) 計画対象区域の範囲と位置

① 都市計画区域の名称及び範囲

利根沼田広域都市計画圏における都市計画区域の名称及び範囲は次のとおりである。

図表 15 都市計画区域の範囲及び規模

名 称	市町村名	範 囲	規 模
沼田都市計画区域	沼田市	沼田市の一部	2,252ha
みなかみ都市計画区域	みなかみ町	みなかみ町の一部	6,059ha
利根沼田広域都市計画圏			8,311ha



図表 16 利根沼田広域都市計画圏における都市計画区域

(2) 目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造については、おおむね 20 年後の平成 42 年を想定し、土地利用、都市施設等の決定の方針については、おおむね 10 年後の平成 32 年を目標年次とする。

2-3 広域都市計画圏の現状と課題

(1) 広域都市計画圏の現状と課題

① 圈域の都市的特色

利根沼田広域都市計画圏は、利根川や上信越高原国立公園、谷川岳に代表される山々などの豊かな自然環境や、美しい景観が広がり、縄文時代の矢瀬遺跡や城下町など歴史・文化資源のほか、古くから温泉地として栄え、文人墨客など多くの来訪者が訪れている。

また、南北方向の関越自動車道やJR上越線、東西方向の一般国道120号により形成されている交通の要衝であり、これらの広域交通ネットワークを活用しながら、一層の観光振興や地域振興が期待されている。

② 圈域における都市化の動向

本広域都市計画圏の人口は減少傾向が続いている、平成22年には5.0万人と平成12年から8%減少し、今後も減少傾向が続くことが見込まれ、平成32年には4.5万人、平成42年には3.9万人にまで減少すると予測される。さらに、高齢化の進行も顕著であり、平成22年に28%であった高齢化率は、平成32年には35%、平成42年には38%となることが見込まれる。

一方、産業面では製造品出荷額等及び商業販売額も横ばいから減少傾向で推移しており、また、人口増加に繋がるような住宅地開発もほとんど見られない状況である。

③ 周辺区域との関係

本広域都市計画圏内では、沼田市を中心都市として位置づけられ、みなかみ都市計画区域等との通勤や通学、買い物など日常的な流動が見られ、圏域内での都市間の結びつきが強くなっている。一方、他圏域とのつながりでは、地形的な制約等もあり市街地等の連携は見られず、都市間の結びつきも弱くなっている。

④ 利根沼田広域都市計画圏の課題

本広域都市計画圏は、恵まれた豊かな自然環境や趣のある歴史・文化資源、多くの来訪者が訪れる温泉地等の観光資源を有する圏域であるとともに、関越自動車道やJR上越線、一般国道120号などにより形成される広域交通ネットワークの結節点に位置する地理的優位性も有していることから、これらの地域資源や地理的優位性を活かしながら、地域産業の振興により一層の圏域の発展を図ることが必要である。

また、県人口が減少局面に入る中、本広域都市計画圏においても、今後一層の人口減少と高齢化が見込まれている。こうした中で、地域の活力を維持し、持続していくために、まちのまとまりを維持するため都市機能や人口の集積を図りながら、広域都市計画圏内をはじめ、他の広域都市計画圏との連携を強化することが重要である。

2-4 利根沼田広域都市計画圏の都市づくりの基本理念

(1) 都市づくりの目標

都市づくりの目標については、ぐんま“まちづくり”ビジョンにおける将来像を本広域都市計画圏における都市づくりの目標とする。

◇◇利根沼田広域都市計画圏の都市づくりの将来像◇◇

ぐんまらしい持続可能なまち

～まちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～

都市づくりの目標の実現に向けて、本広域都市計画圏の現状及び課題等を踏まえ、ぐんま“まちづくり”ビジョンで示された7つの基本方針のうち、本広域都市計画圏において取り組むべき基本方針を次のとおり設定する。

図表17 ぐんまのまちの将来像と現状や課題との対応

ぐんまのまちの将来像	本広域都市計画圏の現状・課題など	本広域都市計画圏で取り組む基本方針
2. 医療、介護、教育施設が整っている社会 3. 人と人のつながりが確保できる社会 4. 自然と共生している社会	・人口減少や高齢化の進行、また、まちなかの空洞化や郊外部等への市街地の拡散などへの対応が必要。 ・利根川や谷川岳などの豊かな自然環境を活かした住環境の整備など来訪者を定住者につなげる環境づくりが必要。	①地域の誇れる個性・景観・くらしを支える機能を備えた魅力的な「まちのまとまり」つくり
	・水害のほか、地震や集中豪雨による土砂災害などの備え、また、高齢化が進む中で誰もが安心して住める環境づくりが必要。	⑤災害時でも安全・安心な都市の防災機能の強化
1. 多様な交通手段を選択できる社会 6. 再生エネルギー活用など低炭素社会	・高齢化が進む中で、自動車に過度に依存することなく、誰もが安全・安心して移動できる環境づくりが必要。 ・対応すべき課題が広域化する中で、都市間や地域間の連携を強化し、広域的に対応するための環境づくりが必要。	③都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保 ④人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通や都市施設の再構築
	・広域交通網の要衝に位置する利点を活かした産業誘致や、緑豊かな自然環境や歴史・文化資源など、“地域の個性”を観光振興に有効活用することが必要。	②ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり

**基本
方針****1 地域の誇れる個性・景観・くらしを支える機能を備えた魅
力的な「まちのまとまり」つくり**

人口減少や高齢化が進行する中で、地域の活力を維持していくために、都市施設の更新による商業・業務機能等の拡充・集積、また空き家や空き店舗などの既存ストックなども活用した居住環境づくりによる定住人口を確保し、まちのまとまりを形成し維持することにより、活力ある持続可能なまちづくりを進める。

利根川や谷川岳などの豊かな自然環境の保全を図るとともに、これらの自然環境が暮らしの中に溶け込み調和した快適な住環境の形成を進めるなど、良好な都市環境や景観の形成を図ることにより、来訪者を定住者につなげる環境づくりを促進する。

**基本
方針****2 ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによ
る産業創出環境づくり**

まちのまとまりを維持することによりまちの活力を高め、関越自動車道などの広域交通ネットワークを活用しながら、産業誘致や立地環境づくりなどを進め地域産業の振興を図るとともに、豊かな自然や歴史・文化、観光資源などの“地域の個性”を観光振興に活用し、交流拠点の形成を進めるなど、活力とにぎわいがあふれるまちづくりを進め る。

**基本
方針****3 都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保**

高齢化の進行により増加が見込まれる高齢者等の交通弱者など、誰もが安全で安心して移動できるように、鉄道・バス等公共交通を軸として拠点間や拠点と集落間などの移動手段を確保するとともに、駅等の交通結節機能の充実、移動の利便性の向上を図る。

**基本
方針****4 人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通
や都市施設の再構築**

人口減少社会を見据え、土地利用の整序化及び都市基盤の充実など計画的な土地利用を促進するとともに、都市施設や空き家や空き店舗などの既存ストックなどを有効活用し公共交通ネットワークと併せた再構築を図ることにより、誰もが安全で安心して暮らせる生活環境づくりを促進する。

**基本
方針****5 災害時でも安全・安心な都市の防災機能の強化**

近年、多発する地震や局地的な集中豪雨などによる水害、土砂災害などに備え、防災対策を計画的に進め、都市施設やライフラインの機能強化を図り、災害に強い都市づくりを進める。

(2) 目指すべき都市構造と市街地像

① 市街地の範囲と土地利用

市街地の範囲は、現行の用途地域の範囲とし、都市拠点、地域拠点、生活拠点の各拠点を核として、それぞれの役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、都市活動を支える商業・業務・生産機能や居住機能、文化・情報機能などが一体的に機能するコンパクトな市街地の形成を図る。

特に、既存の工業地の拡張や新たな工業地の整備については、産業振興政策と連携しながら、県全体での取り組みを進める。

なお、市街地の形成においては、良好な自然環境や歴史・文化遺産などに配慮しながら保全と活用を図り、これらと調和した都市景観の形成を図っていくこととする。

② 拠点（まちのまとまり）の形成

□拠点の定義

- ・まちのまとまりとして、都市基盤が整備済である、または、今後整備が行われ、かつ現状で人口の集積が見られる都市の中心部に拠点を形成する。
- ・拠点については、担うべき役割や既に集積している都市機能（施設）の状況等を踏まえ、「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」として位置づける。
- ・本広域都市計画圏で取り組む基本方針を踏まえ、対外競争力を持つ産業等を集積する地区として、都市基盤が整備済でかつ現状で一定の製造業または流通業が集積している地区、また、工業・流通業務系を主体とする都市基盤の整備を予定している地区を「産業拠点」として位置づける。
- ・高速交通網の活用や東京オリンピックを契機とし、隣接県とも連携した国際観光推進など広域観光ネットワークの形成に寄与する地区を「観光拠点」として位置づける。
- ・なお、高速道路のインターチェンジ等の高速交通網結節点周辺では、まち全体で既存の産業や商業に影響を及ぼさないよう、インターチェンジ等機能を活かした適切な土地利用を検討する。

図表18 拠点（まちのまとまり）の種別と役割

種別	役 割
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や都市計画区域を越える範囲を対象とし、単独の市町村や都市計画区域では担いきれない広域的な商業、業務、教育、文化、医療及び行政等の都市機能が複数集積し、これらの都市的サービスとまちなか居住のための居住機能が複合的に提供される地区。
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点との連携・補完を図りながら、既存の都市機能の集積を活かし、地域の中心拠点として行政、商業、業務などの都市的サービスやまちなか居住のための居住機能を提供する地区。
生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点や地域拠点と連携し、日常生活の利便性を高める身近な都市基盤の整備により、良好な居住環境の向上を目指す地区。 地域におけるまちのまとまりの中心となることから、旧市町村役場周辺など中心であった区域や既にインフラ整備が整い、新たな基盤整備を必要としない区域などを対象とし、具体的な拠点の位置等については、市町村が位置づけを行うものとする。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 対外競争力や付加価値のある「ものづくり産業」または「首都圏のバックアップ機能」を集積する地区。
観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> 「主要な温泉地」「世界遺産関連」「東国文化等の歴史拠点」「コンベンション機能」「上毛三山をはじめとした多彩な自然環境や景観」など、県内外から集客が見込めるような観光資源を有し、周辺の観光地との連携により、一体となった観光誘客の拠点となる地区。

拠点の定義及び形成方針を踏まえ、各拠点の選定要件を次のとおり設定する。

※→以降は具体的な選定基準。

* 例：診療科が5科以上あり、かつ病床が20床以上ある医療施設が存在すること。

図表19 拠点(まちのまとまり)種別ごとの選定要件

種別	担うべき役割	必須条件			選択条件 (都市拠点及び地域拠点は2つ以上合致が条件)					
		配置間隔	人口集積	交通	商業	業務・行政	教育	医療	文化	
都市 拠点	人口集積のための居住機能のほか、市町村や都市計画区域を越える範囲を対象とした広域的な商業、業務、教育、文化、医療及び行政等の都市機能を複数集積し、都市的サービスを複合的に提供する地区。	(条件なし)	・人口のまとまり ⇒人口密度 40人/ha 以上の地区が連担	・周辺市町村との公共交通を確保 ⇒鉄道及びバス路線が複数乗入れる交通結節点を有す	・嗜好性または日常的な商業サービスを提供 ⇒小売店舗の集積が見られ、店舗面積の合計がおおむね 10,000 m ² 以上	・特に高次の業務環境を提供 ⇒金融機関の本支店及び国及び県の出先機関が複数立地	・高等専門教育を提供 ⇒大学または短大が立地	・高次の医療サービスを提供 ⇒2次救急医療施設が立地	・嗜好性の高い文化、娯楽サービスを提供 ⇒ホールなど文化施設が複数立地	
地域 拠点	都市拠点を補完し、人口集積を図るとともに、地域の中心拠点として行政、商業、業務などの都市的サービスを提供する地区。	(条件なし)	・人口のまとまり	・都市拠点や生活拠点との公共交通を確保 ⇒鉄道または路線バスで連絡	・日常的な商業サービスを提供 ⇒小売店舗の集積が見られ、店舗面積の合計がおおむね 3,000 m ² 以上	・日常的な業務環境を提供 ⇒支所や金融機関の支店、出張所が立地	・高等教育を提供 ⇒大学、短大または高校が立地	・医療サービスを提供 ⇒2次救急医療施設または総合病院*が立地	(同上)	
産業 拠点	対外競争力を持つ「ものづくり産業」または「首都圏のバックアップ機能」を集積する地区。	(条件なし)	(条件なし)	・広域的な交通網へアクセス ⇒幹線道路または IC/SIC に近接して立地	(条件なし)	・製造業、流通業等の操業環境を提供 ⇒工業団地等の基盤整備が完了、整備予定の地区	(条件なし)	(条件なし)	(条件なし)	
観光 拠点	県内外など広域的な集客が見込める観光資源が集積する地区。	(条件なし)	(条件なし)	・広域的な交通網へアクセス ⇒幹線道路、公共交通のアクセスが可能	(条件なし)	(条件なし)	(条件なし)	(条件なし)	(条件なし)	⇒県内外から集客を見込める観光資源が複数立地

□都市拠点

都市拠点では、都市的生活の利便性を向上させるため、一層の機能集積を図り、定住人口の確保と交流の活性化による魅力と活力ある市街地形成をめざす。

□地域拠点

地域拠点では、都市活力の再生や地域コミュニティの維持・強化など、既存の都市基盤を活用しながら都市機能の集積を図り、利便性の高い市街地の形成をめざす。

□産業拠点

既存の工業・流通団地などの操業環境の保全・育成、高速交通網を活用した計画的の土地利用に基づく新たな産業誘致など、周辺環境に配慮した拠点の形成をめざす。

□観光拠点

高速交通網の活用や東京オリンピックを契機とし、隣接県とも連携した国際観光推進など広域観光ネットワークの形成に寄与し、県内外など広域的な集客が見込める「①主要な温泉地」「②世界遺産関連」「③東国文化等の歴史拠点」「④コンベンション機能」「⑤上毛三山をはじめとした多彩な自然環境や景観」などの観光資源を有する地区として位置づける。

また、これらと近接する観光地についても市町村と連携し、相互のアクセス性を高めるなど、観光客の誘客に努めるための都市計画を推進する。

③ 連携軸

広域都市計画圏や拠点（まちのまとまり）相互の機能の連携・補完を支援する軸として「連携軸」を位置づけ、連携・補完する相互の拠点の種別に応じて以下のように区分し、機能の分担を図る。

なお、連携軸を構成する具体的な鉄道や道路などは、「4－2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」で位置づけを行う。

生活拠点と都市拠点、地域拠点等を結ぶ連携軸については、必要に応じて、市町村マスタープランの中で位置づけを行うこととする。

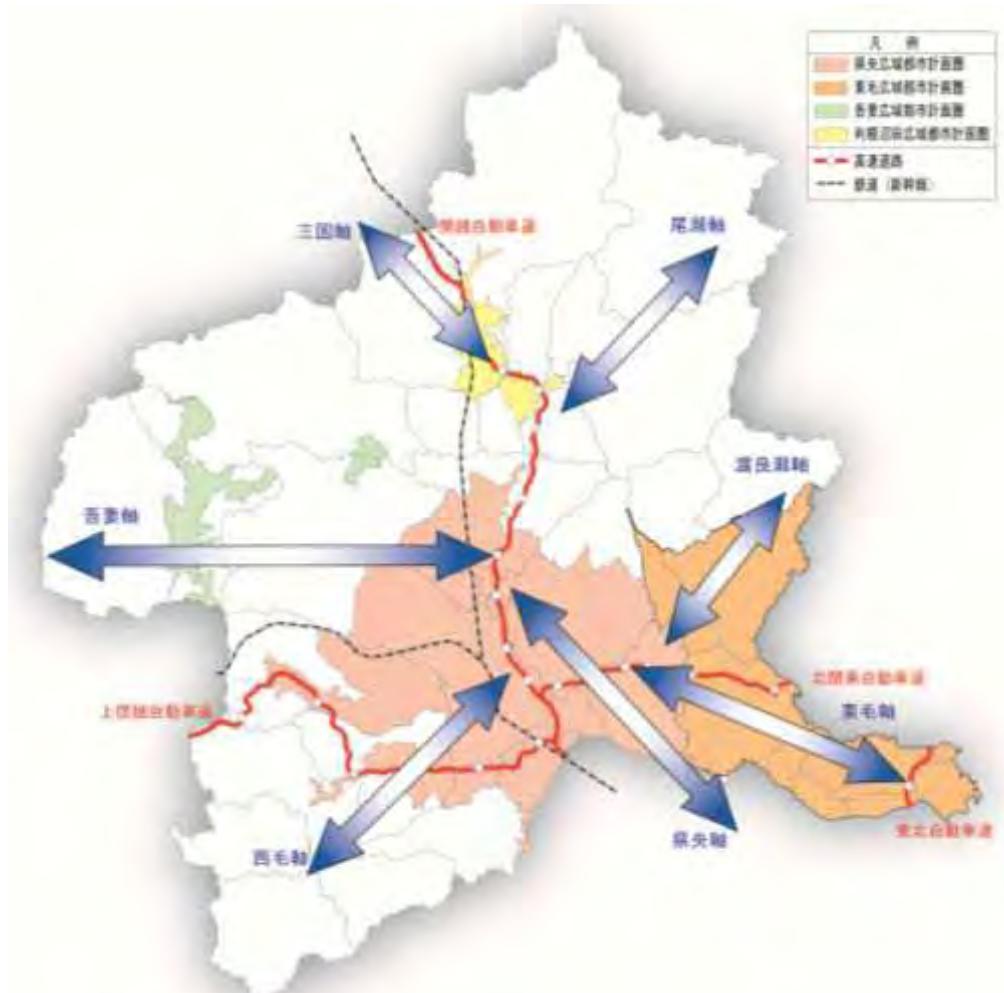
産業拠点及び観光拠点については具体的な連携軸の位置づけを行わないが、各拠点相互、また、都市拠点や地域拠点などと連携を図りながら、戦略的に施策を実施する。

図表 20 連携軸の種別と役割

種別	役割
広域根幹軸	<ul style="list-style-type: none"> 本広域都市計画圏と周辺県や他の広域都市計画圏との連携・相互補完を支援する連携軸。 高速道路や鉄道（新幹線）のほか、高速交通網の効果を県内全ての地域や産業の発展に活かせるよう高速交通網を補完する7つの交通軸の整備、強化を推進する「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」で位置づけられているものを広域根幹軸として位置づける。
地域拠点連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点及び地域拠点の連携や相互の補完、また都市拠点と地域拠点・生活拠点、産業拠点などとの連携・機能分担を支える連携軸として位置づける。

図表 21 拠点と連携軸との関係

	広域都市計画圏	都市拠点	地域拠点または産業拠点、観光拠点
広域都市計画圏	広域根幹軸		
都市拠点		都市拠点連携軸	
地域拠点または 産業拠点、観光拠点			地域拠点連携軸



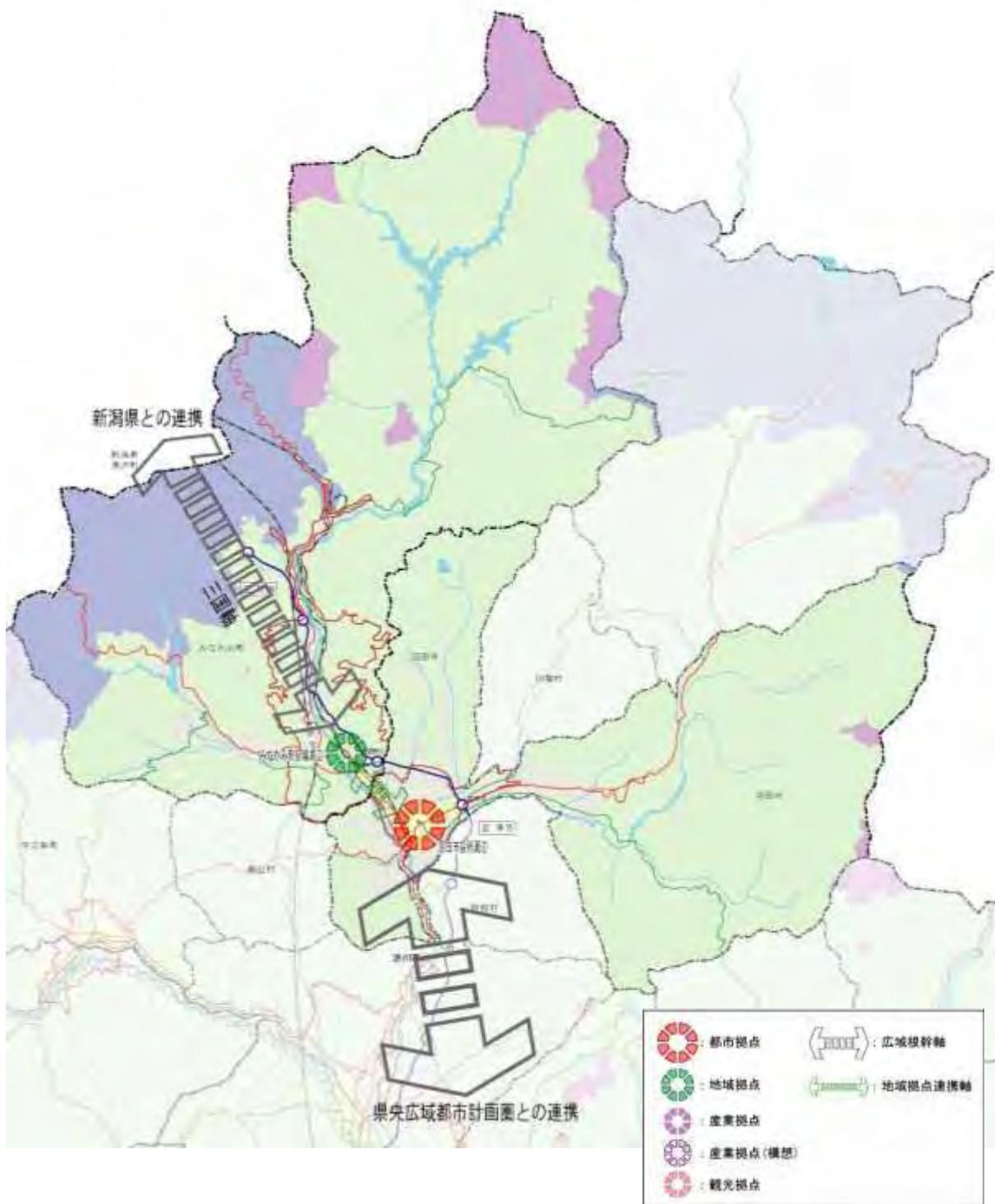
図表 22 広域都市計画圏 都市構造図(広域根幹軸)

図表 23 都市拠点の位置づけ

都市計画区域	おおむねの地域	担うべき役割や機能	補完する必要のある機能と主な連携先
沼田都市計画区域	沼田市役所周辺	・沼田市を対象として、行政、商業、業務、医療等の都市的サービスの提供を行うとともに、みなかみ町の地域拠点において不足する機能を補完する	・主に教育機能や医療（高度）機能については県央広域都市計画圏と連携を図る

図表 24 地域拠点の位置づけ

都市計画区域	おおむねの地域	担うべき役割や機能	補完する必要のある機能と主な連携先
みなかみ都市計画区域	みなかみ町役場を中心とする後閑駅周辺	・みなかみ町を対象として、日常的な行政・業務・医療機能等の都市的サービスを提供する	・主に商業機能や教育機能については、近接する都市拠点（沼田市役所周辺）と連携を図る



図表 25 利根沼田広域都市計画圏 都市構造図（都市拠点、地域拠点及び連携軸）

図表 26 産業拠点の位置づけ

都市計画区域	地域
沼田都市計画区域	既存の工業団地及び周辺
みなかみ都市計画区域	関越自動車道月夜野インターチェンジ周辺地区

図表 27 観光拠点の位置づけ

都市計画区域	地域	
みなかみ都市計画区域	水上温泉を中心に周辺の谷川温泉や上牧温泉など	主要な温泉地
	矢瀬遺跡	東国文化拠点



図表 28 利根沼田広域都市計画圏 都市構造図（産業拠点及び観光拠点）

④ 都市防災の方向性

従来地震、火災対策等を主眼に置いてきた都市防災の対象範囲を、近年の異常気象に伴う災害発生状況を考慮して土砂災害・水害対策等へ拡大し、防災を明確に意識して「まちのまとまり」や拠点の形成、連携軸の整備などを進め、災害に強い都市づくりを行う。

3. 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

利根沼田広域都市計画圏を構成する2都市計画区域（沼田都市計画区域、みなかみ都市計画区域）においては、今後人口が減少していくことが予想されており、また、区域区分による土地利用規制を必要とするような開発圧力の高まりは見られないことから、区域区分を定めないこととする。

なお、区域区分は定めないが、都市機能等の集積を誘導、また宅地化の拡散を抑制し、まとまりのある市街地を形成し維持するために、用途地域の指定のほか、地区計画の活用などにより、計画的な土地利用を図ることとする。

名 称	市町村名	区域区分の有無	備考
沼田都市計画区域	沼田市	定めない	
みなかみ都市計画区域	みなかみ町		

4. 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

① 住宅地

◇まちのまとまり内への住宅地の配置

- 住宅地は、周辺土地利用など良好な環境形成の可能性、公共施設、医療・福祉、商業サービス等の日常利便機能及び鉄道などの公共交通の利便性を考慮し、既存集落を含めたまちのまとまり内に適正に配置する。
- 郊外部における住宅地の形成を抑制しながら、生活利便性や移動の利便性が確保されたまちのまとまり内へのまちなか居住を促進し、居住者の多様なニーズに応じた住宅地の形成を図る。

◇まちなか居住のための空き家など既存ストックの有効活用

- 都市拠点や地域拠点においては、土地の有効利用や高度利用を図るとともに、空き家や空き地などの既存ストックの有効活用と適正管理により、良好な居住環境の形成を図り、まちなか居住を促進する。
- 既成市街地や既存集落における住宅地については、空き家などの既存施設を有効活用するとともに、地域の特性に応じたゆとりある居住環境の形成により地域コミュニティの維持を図る。

◇街並み景観や安全性への配慮

- 住宅地においては、街並みの美化、緑化を推進するなど、周辺の自然環境と調和した居住環境を形成するとともに、防災・防犯にも配慮した住宅地の形成を図る。

② 商業地

◇拠点への商業機能の集積

- 商業地については、公共交通・幹線道路、住宅地との位置関係に配慮しながら適切に分担し、公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺などの多くの人々が集い・交流する地区に配置する。特に、郊外における大型商業用地については、既存の商業施設への影響などまち全体で不都合が生じることがないのか、広域的な視点からも支障がないかなど広域的な調整を行うこととする。

- 都市拠点や地域拠点に、都市のにぎわいを形成する「都市的商業地」を配置し、子どもから高齢者、障害者まで全ての人々が安全で安心して利用できる空間形成を図る。
- 生活利便性を確保するための「日常的商業地」は、地域拠点や生活拠点内の徒歩や自転車といった身近で環境負荷の少ない交通手段でも利用可能な位置に配置し、地域コミュニティ形成の場としての活用も図る。

③ 工業地

◇産業拠点等への重点配置による高度化

- 工業地は、産業の高度化や生産活動の効率化などにより高い競争力を維持できるよう、将来の生産規模・業種も考慮して配置し、交通利便性が高く、良好な操業環境が形成できる高速道路インターチェンジ、国道等の幹線道路の結節点周辺の産業拠点に配置する。
- 企業立地促進法に基づく基本計画で定めた基盤技術・アナログ技術関連産業、医療健康・食品産業、環境関連産業をはじめとした成長が期待される産業について、重点促進区域を中心に集積を図る。
- なお、配置にあたっては、周辺住宅等に及ぼす環境影響に十分配慮するとともに、緑地空間等オープンスペースの確保など、周辺地域との調和を図る。

(2) 土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

◇拠点における高度利用の促進

- 都市拠点においては、担うべき役割に応じた都市機能の集積や更新、また、コンパクトな市街地の形成を図るために、土地の高度利用に努め、活力と魅力ある市街地の形成を図る。
- 都市拠点や地域拠点においては、周辺環境との調和や美しい都市景観の形成に配慮しつつ、低未利用地等の有効活用を図りながら、まちなか居住を促進する。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

◇拠点における土地利用の複合化に向けた用途の転換

- 拠点において多様な都市機能の集積を促進し、土地利用の複合化を図るために、必要に応じて用途転換を検討する。
- 市街地整備や都市施設整備の進行、地区の特性や現況土地利用の動向により、将来の土地利用を変更することが、地域の発展や既存の都市施設を活かすうえでも有効と判断できる場合には、地区計画の活用による用途規制の変更や地区計画等を併用した用途地域の変更による土地利用の転換を検討する。
- 特に長期の経過の中で土地利用の機能更新が進む地区については、地域地区制度等の活用による用途転換や複合化を検討する。
- 生活利便性を高める地区にあっては、コンパクトな市街地の形成及び適正な土地利用を念頭に、その地区の特性や周辺地域との機能分担の中で、必要に応じ、用途の純化や用途の複合化を検討する。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

◇地域の特性に応じた良好な居住環境の形成

- 良好な居住環境の形成に向け、都市景観の保全・創造、歴史・文化資産の保全・活用を検討する。
- 基盤整備が遅れている地区や住宅等が密集している地区などにおいては、区画街路や公園等の基盤整備や建て替えを促進し、居住環境の改善に努める。
- 既に都市基盤整備がなされ、良好な住環境を形成している地区にあっては、これを維持するとともに、更なる良好な環境の形成及び地球環境への貢献にも配慮し、身近な緑(生垣・屋上緑化など)の創出に努める。
- 既存集落においては、コミュニティの形成や持続を考慮し、安全で安心して住み続けたくなるような良好な居住環境の維持を図る。

④ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

◇都市の貴重な地域資源の保全

- 市街地内に残る平地林、河畔林、社寺林、保存樹、水辺、古墳などの史跡等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、都市の風致を維持するうえでも貴重な緑地であることから、今後とも継続して保全に努める。

⑤ 優良な農地との健全な調和に関する方針

◇優良な農地の保全と地域コミュニティの維持

- 農業振興地域内の農用地区域など土地改良事業等を施行済または施行中の区域等においては、優良な農業生産地帯として積極的に保全するものとする。
- 既存の集落においては、周辺の田園環境との調和に配慮しながら地区計画等を活用し、必要な基盤整備を行い、地域コミュニティの維持を図る。

⑥ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

◇自然災害の危険性の高い地区における宅地化の抑制

- 急傾斜地、土石流危険渓流等、災害の発生する恐れがある地区については、砂防堰堤や急傾斜地対策などを進めるとともに、原則、居室を有する建築物を制限する。
- 過去の災害歴等を踏まえ、溢水(いっすい)・湛水(たんすい)等の災害の危険が高い地区については、市街化を抑制する。

⑦ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

◇良好な自然環境・景観の維持・保全

- 森林や丘陵地などの緑地については、保水や地球温暖化の抑制といった生活環境保全機能、または自然景観形成・観光資源といった観点からも重要なため、今後とも維持・保全を図る。

⑧ 秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

- まちのまとまりの維持・形成を図り、無秩序な市街地の拡散を抑制するとともに、周辺の農地や自然環境への影響に配慮し、調和した土地利用を行うために、用途地域や特定用途制限地域などの土地利用規制を検討する。
- なお、用途地域の決定・変更については、都市計画区域マスターplan及び市町村マスターplanに基づき行う。
- 広域的な幹線道路沿道などの交通利便性の高い地域や、既に公共施設が相当程度に整備されている地域などで、新たな公共投資を要しない地区、または開発区域の周辺の市街化を促進する恐れがない地区については、既存コミュニティの維持や社会情勢への対応の観点から、将来都市像にあわせ、農林業との調整を図りつつ、地域の実情に応じたまちづくりを展開する。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定は次のとおりとするが、市町村が作成を進めるぐんま“まちづくり”ビジョンアクションプログラムに新たに位置づけられた事業で、基本方針に合致する事業については、優先的に取り組むものとする。

また、都市ごとの中心的な拠点となる「都市拠点」等の各拠点が担いきれない機能を相互に連携・補完する「連携軸」を広域的観点から推進する。

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

a. 交通体系の整備の方針

◇公共交通を主体とする交通ネットワークの転換と利便性の向上

○まちのまとまりの維持、形成を支援するとともに、環境負荷の軽減に寄与し、人口減少や高齢化に対応して、誰もが自由に安心して移動できる手段を確保するため、従来の自動車交通主体から、公共交通を主体とした総合的な交通体系への転換を促進する。
○拠点間や地域間において、地域の実情に応じた鉄道やバスによる移動手段の確保、徒歩や自転車利用環境の充実のほか、自動車交通との連携や適切な役割分担を図りながら、誰もがスムーズに移動できる交通体系の構築をめざす。

○関係機関との協力のもと、地域の実情に応じた移動手段の確保、公共交通機関相互の連携や、駅など交通結節点におけるバリアフリー化などを促進するなど、利便性や快適性の向上を図り、自動車利用から公共交通利用への転換を促進する。

○道路空間の整備においては、交通結節点を介した相互連携による公共交通の利便性の向上、誰もが円滑で快適に移動できるユニバーサルデザインの構築を念頭に置いた安全で安心な交通環境の整備を進める。

◇地域振興や産業振興に資する広域交通ネットワークの形成と充実

○広域的な交流や連携の強化、産業の振興を促進するため、広域交通ネットワークの充実・強化とアクセス性の向上を図る。

○都市の結びつきに配慮し、都市間を連結する幹線道路の整備を進めるとともに、都市構造や市街地密度、地形条件を考慮し、都市の骨格を形成する道路を位置づけ、都市内交通の円滑な処理を図る。

○都市計画道路で、長期にわたり未整備の路線については、「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」に基づき、将来の都市・地域づくりの観点から見直し、必要に応じて計画内容を変更する等、現在の計画を検証し、効率的かつ効果的な整備を推進する。

b. 整備水準の目標

◇地域ニーズ等を考慮した整備の推進

- 公共交通については、関係機関との相互協力のもと、地域ニーズ等を考慮しながら、必要な公共交通手段の確保、利便性の向上を図っていくものとする。
- 道路等の交通体系については、長期的視点に立ったうえで、ぐんま“まちづくり”ビジョンアクションプログラムに位置づけられ、基本方針に合致する路線から優先的に整備を図っていくものとする。
- 広域的な交通需要に対する骨格道路については、周辺の土地利用を考慮し、整備する。

② 主要な施設の配置方針

a. 道路

- 広域根幹軸、地域拠点連携軸に位置づけられた路線の整備を推進し、連携軸の強化を図る。
- 道路整備においては、高齢者が歩きやすいよう、あるいは車いすなどの通行が容易になるよう、歩道の段差解消等のバリアフリー化を図るとともに、沿道の住環境の保全などにも配慮した整備を推進する。

b. 鉄道・バス等

- 鉄道・バス等の公共交通は、関係機関と協調し、維持・充実を積極的に推進し、利便性の向上を図るものとする。
- 駅前広場や駅周辺整備、施設のバリアフリー化など、交通結節機能を高め、利用環境の向上を図るための整備を促進する。

③ 主要な施設の整備目標

本広域都市計画圏では、連携軸の機能を強化するために整備、またはおおむね 10 年以内に着手を予定する事業は、次のとおりである。

また、このほかにも広域的物流や交流に寄与する高速道路や国道等の利便性を高める道路、都市内部を通過する広域交通を排除する環状道路やバイパス、広域を連携する公共交通である鉄道の機能を強化する駅舎・駅前広場などを計画的に整備する。

図表 29 主要な施設の整備目標（道路）

種別	区域	名 称	整備 予定	都市構造（軸）に おける位置づけ	備考
道路	みなかみ	一般国道 291 号小川工区	A	地域拠点連携軸	

(整備予定 A : 現在施工中、B : 10 年以内に着工予定)

(2) 下水道の都市計画の決定の方針

① 基本方針

◇地域の状況に応じた効率的な整備の推進

a. 下水道の整備の方針

- 汚水処理については、下水道や農業集落排水等の集合処理、浄化槽による個別処理を、地域の人口密度や地形状況に応じて組み合わせながら、「群馬県汚水処理計画」に基づいて効率的な整備を進める。
- 雨水排除については、放流先河川の整備と整合を図り、浸水被害の解消に向けて整備を進める。

b. 整備水準の目標

○汚水処理については、すべての人が利用可能となる施設整備を目標とする。

○雨水排水については、浸水被害を解消し都市機能の確保を目標とする。

② 主要な施設の配置の方針

- 汚水処理については、下水道や農業集落排水等の集合処理、浄化槽による個別処理を地域の状況に応じた組み合わせで配置する。
- 雨水排水については、集中豪雨の際、頻繁に浸水被害が発生する区域を優先に河川整備計画等との整合を図り、雨水幹線を適切に配置する。

(3) 河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

◇治水機能の向上と生態系に配慮した河川空間の活用

a. 河川の整備方針

- 治水機能の向上と生態系に配慮した河川空間の整備の必要性に応じて、河川を都市計画決定する。
- 特に、治水機能の向上にあたっては、沿川の人口・資産の状況、現況の流下能力、災害の発生状況・履歴等を考慮する。

b. 整備水準の目標

○河川整備計画が策定されていない河川のうち、今後計画的に整備を実施する場合は、その整備水準を検討のうえ、河川整備計画を策定する。

② 主要な施設の配置の方針

- 必要な箇所について治水対策を行うとともに、良好な水辺環境づくりを推進する。
- なお、整備にあたっては、上下流の流下能力のバランスに配慮しつつ、「まちのまとまり」や拠点の範囲を考慮して整備を進める。

(4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

○機能的な都市活動の確保・向上を図るため、既存施設の維持・更新を行うものとし、新たに必要となる都市施設の整備については、循環型社会への対応を念頭に、長期的展望及び広域的な連携も検討し、整備を進めるものとする。

② 主要な施設の配置の方針

○住民が日常的に利用するような施設については、可能な限り利用しやすい市街地での整備に努めるものとする。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

都市基盤が未整備のため、土地の有効利用が図られていない市街地や、木造住宅等が密集し、防災上改善が必要な地区、広域道路網が結節し産業発展の可能性が高い地区等については、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の導入により、都市基盤整備の改善を図るとともに、都市機能の更新、土地の有効活用について検討する。

なお、土地区画整理事業等を導入する際には、目指す市街地像及び長期的視点による事業成立性を明らかにするとともに、地域住民等の理解と協力を得ながら、事業の実施をめざす。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本広域都市計画圏では、シンボル的な存在である利根川の水辺や谷川岳の緑、また、北部に広がる山々や市街地近郊の里山など、人々の生活に潤いと安らぎを与えるほか、生物の営みを育むなど、多様な機能を有す豊かな緑と水の資源を有している。

これらの豊かな地域資源や良好な自然環境が残された地域は、永続的に担保されるよう整備、開発及び保全に留意し、総合的な緑地体系の確立を図るとともに、景観形成の向上に資する緑地として位置づけ、保全を図るものとする。

また、身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となる街区公園や近隣公園等の整備を図り、多様化するレクリエーション需要に対応するとともに、避難地ともなる地区公園や総合公園、避難路となる緑道等の整備を行い、防災機能の向上を図る。

(2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全系統

◇水とみどりの保全と活用

- 地域の緑の核となる公園・緑地の充実を図るとともに、既存公園の維持補修に努める。
- 河川沿いや幹線道路沿いの緑化を進めるとともに、住宅地における花や緑の充実などに努める。
- 良好な緑を持つ山麓、丘陵の保全を図るとともに、特に、貴重な自然環境や都市の風致を維持するうえで重要な自然環境・景観などについては、風致地区や特別緑地保全地区等の制度の活用を検討する。

② レクリエーション系統

◇公園・緑地等の充実と都市計画公園等の見直し

- レクリエーションの場として緑地やオープンスペースの整備を進めるとともに、既存の公園の機能更新と適切な維持管理を行い、憩いとやすらぎの場や環境改善の場として充実を図る。
- 長期にわたり未整備となっている公園・緑地については、関係市町との連携のもと、まちづくりの方針との整合性や必要性などについて検討を行い、適宜見直しを行う。
- 公園緑地の利用及び存在効果が高まるよう、歴史・文化資源等を含めた緑地相互間を有機的に結ぶネットワークの形成を図ることで、緑豊かな環境が地域住民の身近なものとなるような配置を検討する。

③ 防災系統

◇公園・緑地の防災機能の強化

- がけ崩れなどの土砂災害を防止するため、斜面地の緑については原則として保全を図る。
- 市街地内の防災性の向上を図るため、避難地となる身近な公園や広場の整備を図るとともに、幹線道路の沿道緑化等による延焼遮断帯としての機能強化について検討する。
- 運動公園等については、災害発生時における広域避難地、災害活動拠点など防災機能を併せ持つ公園として機能強化を図る。

④ 景観構成系統

◇良好な自然景観の形成

- 河川や幹線道路、市街地縁辺に広がる丘陵地などで構成される特徴的な景観など、良好な自然景観の保全に努める。

(3) 主要な緑地の確保目標

- おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地は、次のとおりである。

図表 30 主要な施設の整備目標（公園）

種別	名 称	整備予定	備考
公 園	名胡桃城址の歴史公園としての整備	B	みなかみ町

(整備予定 A : 現在施工中、B : 10 年以内に着工予定)

第2編 都市計画区域毎の方針

都市計画区域	沼田都市計画区域（線引き・非線引き）	[位置図] 	
区域の範囲	沼田市的一部分		
区域の特性・人口動向等	<p>○利根沼田広域都市計画圏の南に位置し、赤城・子持・三峰などの山々に囲まれ、区域内を流れる薄根川などでは独特な地形の河岸段丘が形成されている。</p> <p>○古くから城下町として栄え、鉄道開業以降は商業都市・産業都市として栄え、近年はJR上越線、関越自動車道、一般国道17号などで形成される交通の要衝として発展している。</p> <p>○人口は平成7年を境に減少傾向が続いている、特に中心市街地における人口減少が顕著となっている。</p>		
現状・課題等	<p>○用途地域外や都市計画区域外において宅地開発や大型商業施設の立地などにより市街地の拡大が見られるが、中心市街地では人口減少や商業機能の低下により空洞化が顕著となっている。一方で、中心市街地には公共公益施設をはじめ多様な都市機能の集積がみられることから、既存ストックを活かしながら、都市施設の再編や新たな都市機能の集積を促進するとともに、まちなか居住を促進することにより定住人口を確保し、広域都市計画圏の拠点としての機能を維持していくことが必要である。</p>		
区域区分の有無及び方針	<p>◇区域区分の有無：区域区分を定めない ◇区域区分を定めない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等から今後、市街地が急速に拡大する可能性は低い。 ・住宅のミニ開発や沿道における開発等に対しては、用途地域の拡大や特定用途制限地域を指定することにより対応可能であると考えられる。 <p>以上より区域区分を実施する必要性は低いと考えられることから、区域区分を定めないこととする。</p> <p>◇今後の土地利用誘導に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境を保ちつつ、まちのまとまりの形成や開発の誘導を適正に行うために、地区計画の活用、インターチェンジへのアクセス沿道における路線型の特定用途制限地域の指定や地区計画を併用した用途地域の変更、開発許可基準の見直しなどにより計画的な土地利用を図る必要がある。 		
区域における特記事項	<p>○用途地域外や都市計画区域外における宅地開発による市街地の拡大やスプロール化を抑制し、まとまりのある市街地を形成するために、用途地域の見直しや、都市計画区域の見直しについて検討を進める。</p>		

都市計画区域	みなかみ都市計画区域（線引き・非線引き）	[位置図]
区域の範囲	みなかみ町の一部	
区域の特性・人口動向等	<p>○利根沼田広域都市計画圏の北に位置し、谷川岳に代表される山々に囲まれ、上信越高原国立公園など豊かな自然環境を有し、区域の中央を利根川が南北に流れ、沿岸部に市街地が形成されている。</p> <p>○矢瀬遺跡など東国文化を代表する遺跡のほか、豊かな自然環境と豊富な温泉資源に恵まれ、文人墨客をはじめ多くの観光客が訪れている。</p> <p>○人口は昭和55年以降減少傾向で推移しており、増加傾向が見られていた月夜野地域においても平成7年を境に減少に転じている。</p>	
現状・課題等	○人口は減少傾向にあり、開発動向や建築動向も低調であるが、人口減少の中で現在の市街地のまとまりを維持していくとともに、幹線沿道の商業系施設立地やミニ開発の発生、また、高速インターチェンジへのアクセスに優れていることから、企業立地などによる周辺の住環境への影響や、土地利用の混在に対して、適切な土地利用誘導を図ることが必要である。	
区域区分の有無及び方針	<p>◇区域区分の有無：区域区分を定めない</p> <p>◇区域区分を定めない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等から今後、市街地が急速に拡大する可能性は低い。 ・住宅のミニ開発や沿道における開発等に対しては、用途地域の指定や特定用途制限地域を指定することにより対応可能であると考えられる。 <p>以上より区域区分を実施する必要性は低いと考えられることから、区域区分を定めないこととする。</p> <p>◇今後の土地利用誘導に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境を保ちつつ、まちのまとまりの形成や開発の誘導を適正に行うために、地区計画の活用、特定用途制限地域の指定や地区計画を併用した用途地域の変更、開発許可基準の見直しなどにより計画的な土地利用を図る必要がある。 	
区域における特記事項	○ミニ開発などによる市街地の拡散を防ぐとともに土地利用の整序化を図り、まとまりのあるまちを形成し維持していくために、用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定について検討を進める。	

